

ハレまち通りにおける道路空間の活用に関する要綱

令和5年9月28日

(目的)

第1条 この要綱は、岡山市中心市街地における賑わい創出を図ることを目的として、ハレまち通りにおける道路空間の一部を活用した事業等を実施することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「道路空間の活用」とは、第3条に規定する運営主体が第7条各号に規定する事業等をハレまち通りで行うことをいう。

(運営主体)

第3条 運営主体は、岡山市が活動を支援するハレまち通り及びその周辺の賑わい創出のため沿道事業者により組織された団体とする。

(支援の申請)

第4条 運営主体が道路空間の活用を行おうとする場合は、その代表者が岡山市都市整備局都市・交通部庭園都市推進課（以下「庭園都市推進課」という。）と必要な協議を行い、別に定める支援申請書に必要書類を添えて提出し、支援認定を受けた後、道路管理者に対し道路占用許可申請を、各沿道事業者が所轄警察署に対し道路使用許可申請を行い、それぞれの許可を受けるものとする。

2 前項の支援申請ができる期間は、道路空間の活用を行おうとする期間の初日から起算して2週間前までとする。

3 申請事項に変更があった場合には、速やかに庭園都市推進課に対して変更内容を申請し、支援認定の変更承認を受けた後、改めて関係機関に対する必要な許可申請等を行うものとする。

(支援の取消)

第5条 市は、次の各号に該当する場合には、支援認定を取り消すことができる。

- (1) 道路空間を継続的に活用する能力がないと判断した場合
- (2) 要綱等を遵守しなかった場合
- (3) 道路空間を活用するものとしてふさわしくない事業の実施等が認められた場合
- (4) 提出書類等に虚偽の記載があった場合

(道路空間の活用区域)

第6条 本要綱に基づき道路空間の活用区域は別紙1に記載のとおりとし、車道側の区域を活用する場合には、運用態様も含め事前に道路管理者、所轄警察署等の関係機関・団体と協議の上、あらかじめ合意を得るものとする。

(事業等の内容)

第7条 ハレまち通りで道路空間の活用をすることができる事業等の内容は、次の各号のいずれかに該

当する公益性が認められるものに限るものとする。

- (1) 露店等（オープンカフェ）の設置
- (2) 商品の陳列台等の施設の設置
- (3) テーブル、椅子等の簡易な休憩施設の設置
- (4) 集会等のイベント

（活用可能内容及び時間）

第8条 ハレまち通りで実施する事業等は、原則、ハレまち通りの沿道事業者が各店舗で実施している内容及び営業時間と同一のものとする。

（道路空間の活用条件）

第9条 ハレまち通りで道路空間を活用する場合は、別紙2に記載する条件を遵守すること。

（運営主体の責任）

第10条 運営主体は、道路空間の活用の際して、市又は第三者に損害を与えたときは、運営主体の責任において、補償等の適切な措置をしなければならない。

（施設等の変更制限）

第11条 道路空間の活用にあたり、運営主体は特別な設備を設置すること等により、ハレまち通りの施設等に変更を加えてはならない。

（原状回復の義務）

第12条 運営主体は、道路空間の活用を終了した時は、直ちに原状回復するとともに、清掃し、ごみ等は全て持ち帰り、活用時間外は歩道上に資材等を一切置いてはならない。

（道路空間の管理）

第13条 運営主体は、道路空間を活用するにあたり、市民の財産であることを十分に認識し、利用者等の安全対策を行わなければならない。

- 2 運営主体は、道路空間の活用と併せて、次の各号に掲げる管理業務を行うこと。
 - (1) 安全かつ円滑な道路交通の確保ため、巡回、不法占用等の不正使用の監視。
 - (2) 活用する道路空間及びその周辺における、日常の清掃等良好な状態に保つための活動。
 - (3) 路上駐輪及び駐車対策として、来客者等へ適切な駐輪及び駐車場所の案内。
 - (4) その他、良好な道路空間を創出するために必要なこと。

（道路占用料）

第14条 当該事業に係る道路占用料は免除とする。

（その他）

第15条 各種法令を遵守するとともに、市から指示があった場合は、その指示に従うこと。

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

2 この要綱は、令和5年9月28日から改正する。